

第六十号議案

春江橋架替工事（その二）請負契約の変更について

右の議案を提出する。

令和六年六月十二日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

春江橋架替工事（その二）請負契約の変更について
左記のとおり請負変更契約を締結する。

記

一 契約の目的 春江橋架替工事（その二）

二 契約の相手方 江戸川区西葛西二丁目一八番一六号

株式会社細田組

代表取締役 細田 正隆

三 変更後契約金額 金五億二千三百七十九万四千七百円

（説明）

議会の議決を経て締結した契約を変更するに当たり、江戸川区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年四月江戸川区条例第十三号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

変更概要

- | | | |
|---|--------------|-----------------------|
| 一 | 件名 | 春江橋架替工事(その二) |
| 二 | 位置 | 江戸川区一之江二丁目 |
| 三 | 工期 | 令和五年七月三日から令和六年十一月六日まで |
| 四 | 契約金額 | |
| | (一) 当初 | 金四億六千二百万円 |
| | (二) 専決による変更後 | |
| | 一回目 | 金四億五千八百八十二万二千百円 |
| | 二回目 | 金五億五百五十七万二千百円 |
| | (三) 今回変更後 | 金五億二千三百七十九万四千七百円 |
| 五 | 変更理由 | |
- 地中障害物の撤去処分等に時間を要したため、工期を延長したことに伴い仮設材のリース期間を変更したこと、旧橋台の基礎杭の撤去範囲を変更したことに伴い躯体工の規格を変更したこと及び賃金等の価格に著しい変動が生じたため、受注者からのインフレスライド条項に基づく契約変更請求を認めたことから、契約金額の増額変更が必要になったため変更する。